

速度取締り指針

令和7年7月
長門警察署

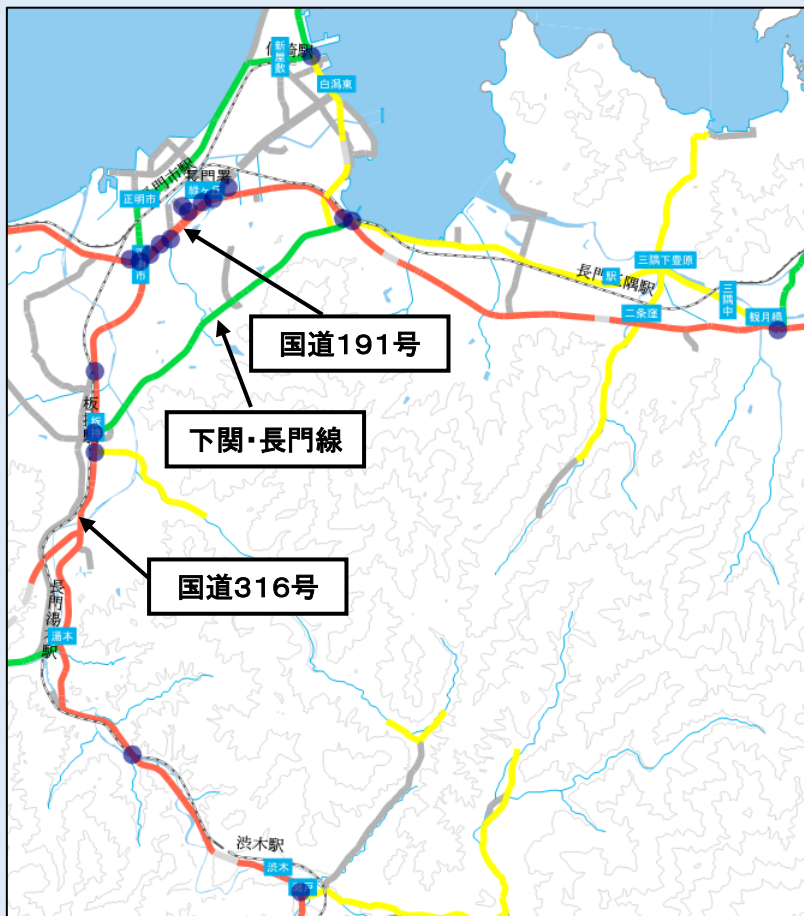
速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道191号	6:00 ~ 20:00	三隅・日置・油谷地区	50・60km/h
国道316号	6:00 ~ 20:00	渋木地区	60km/h
県道下関・長門線	8:00 ~ 17:00 7:00 ~ 17:00	俵山地区 俵山地区(俵山小学校校区)	50・60km/h 50km/h

- 重点路線は交通量が多く、重大交通事故の発生が懸念されるため速度取締りを実施する必要があります。
- 通学路や生活道路においても児童保護のため可搬式オービス等を活用した速度取締りを実施します。

管内における交通事故実態と分析結果



※ ● : 交通事故多発エリア

- 人身事故件数は増加しましたが物損事故件数は大幅に減少しました。
- 依然として長門市街地の国道191号及びその付近において交通事故が多発しています。
- 国道316号は板持付近及び深川湯本から渋木にかけて交通事故が多発しています。

【抽出条件】

- ・ 交通事故 : 令和6年～令和7年上半期(私道と駐車場を除く、令和7年は物損事故を除く)
- ・ 交通事故多発エリア : 半径100m以内で5件以上事故が発生しているエリア

その他の交通指導取締り

- 交通事故に直結する信号無視、一時不停止、横断歩行者妨害等の取締りを重点的に実施します。
- 交通事故の発生が多い国道だけではなく、交通事故が増加傾向にある市道においても取締りを強化します。
- 自転車利用者に対する取締り、警告活動を実施し、悪質危険な違反については検挙措置を講じます。